

令和 7 年度
西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）に
おける補助作業に従事する会計年度任用職員
登録者募集要項

令和 7 年 8 月
西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）

西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）では、繁忙時期における事務の効率化を目的とした事務補助が必要であるため、会計年度任用職員（いわゆるアルバイト）の登録者を募集します。

登録を希望される方は、この募集要項をご確認いただいたうえで、必要書類を西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）までご提出ください。

選考により西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）会計年度任用職員（いわゆるアルバイト）登録者名簿に登録し、必要に応じて採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんので、ご注意ください。

1 業務内容

- ・事務資料等の点検・整理・編綴
- ・事務資料等の複写・配布作業
- ・郵便物の集配作業
- ・その他、上記以外の簡易な事務作業

2 応募資格

地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない方

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

第 16 条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※年齢、学歴は問いません。また、この職は日本国籍を有しない方も受験できます。

※日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3 任用期間等

（1）任用開始月

令和 7 年 10 月・12 月・令和 8 年 2 月

（2）任用期間

任用開始日より 2 か月以内（延長はありません）

4 勤務条件等

(1) 週の勤務時間

週30時間以内（週 5 日勤務以内）

(2) 日の勤務時間

9 時30分～16時15分又は10時～16時45分（休憩時間12時15分～13時）

(3) 主な勤務場所

西淀川区役所 窓口サービス課（保険年金）

(4) 賃金

月額7,853円（別途通勤手当支給有り）

※ 上記報酬は今後の給与改定等により変更されることがあります。

(5) 服務

採用された方の身分は短期間の地方公務員となるため、正規職員と同様に地方公務員法の規定が適用され、次の場合は懲戒処分の対象となります。

- ・ 地方公務員法又はこれに基づく条例などの規定に違反した場合
- ・ 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- ・ 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行があった場合

5 登録の申込方法

(1) 提出書類

(ア) 会計年度任用職員採用申込書 1 通

(イ) 申し立て書(所定様式) 1 通

(ウ) 「試験結果通知」送付用の定形封筒（長形3号） 1 通

※送付を希望する宛先を記載の上、110円切手を貼付してください。（切手が貼付されていない場合は発送しません。）

(2) 受付期間

① 持参する場合

令和7年9月2日（火曜日）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）の開庁時間内に受付します。

② 送付する場合

令和7年9月2日（火曜日）まで（当日の開庁時間内に必着）

(3) 提出先

〒555-8501 大阪市西淀川区御幣島1丁目2番10号

大阪市西淀川区役所 窓口サービス課（保険年金）【1階 12番窓口】

※ 提出書類等に不備がある場合は返送することがありますが、これにより生じた申込みの遅延については一切責任を負いません。

- ※ 郵送の場合は封筒に「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きしてください。
- ※ 送付物の未到達事故等の責任は負いかねます。簡易書留等の送達記録が残る方法で送付してください。
- ※ 必要書類は、西淀川区役所ホームページからダウンロードしてください。
- ※ 提出された書類は返却いたしません。
- ※ 受験に際して大阪市が収集した個人情報には職員採用試験の円滑な遂行のために用い、「個人情報の保護に関する法律」及び「大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例」に基づき適正に管理します。

6 選考方法

口述（面接）試験

7 選考日時及び場所

（１）日時

令和7年9月5日（金曜日）午後2時集合

（２）集合場所

大阪市西淀川区役所 4階 401会議室前

- ※ 応募状況により、集合時間の変更を連絡する場合があります。
- ※ 集合時刻より15分以上遅刻した場合、受験をお断りします。ただし、交通機関の遅延等、受験者の責めに帰することができない場合は除きます。

8 結果の発表

合否については、受験者本人あてに送付します。
なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

9 合格から採用まで

- ・面接試験の成績が一定基準以上で上位のものを合格とし、合格者を「西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）会計年度任用職員（いわゆるアルバイト）登録者名簿」に登録します。
- ・名簿の中から必要に応じて採用します。その際の連絡は申込書記載の連絡先に行います。
- ・**名簿の登録期間は令和8年3月31日（火曜日）までです。**
- ・他に就職が決定した等、登録の取消を希望する場合や、住所や連絡先を変更する場合は、必ず西淀川区役所窓口サービス課（保険年金）へご連絡ください。
- ・合格後、あるいは名簿に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合は、合格・登録を取り消すことがあります。

10 問合せ先

大阪市西淀川区役所窓口サービス課(保険年金)

西淀川区役所1階12番窓口

電話 (06) 6478-9946

応募にあたって

大阪市においては、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】(抜粋)

(倫理原則)

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

(職員倫理規則)

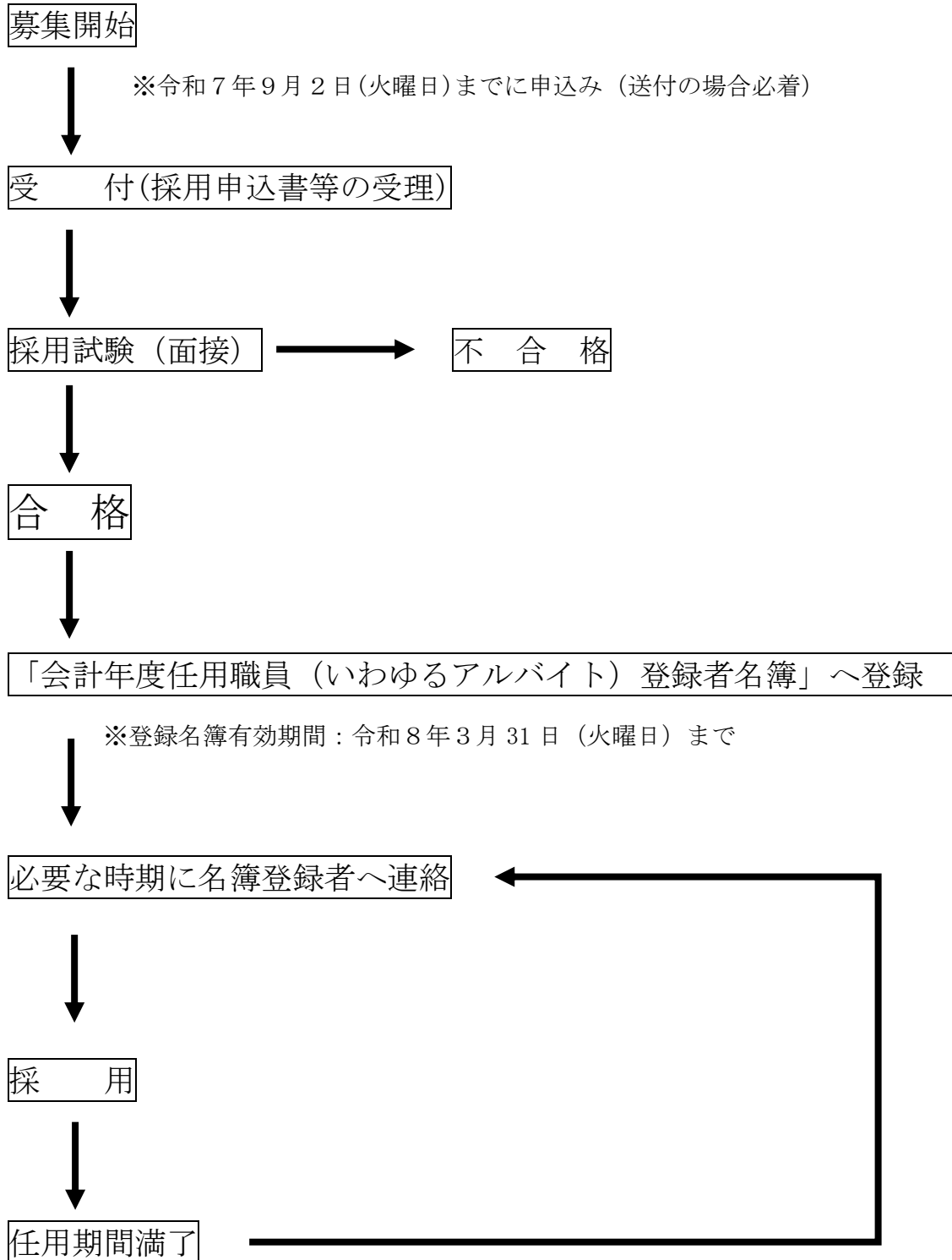
第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則(以下「職員倫理規則」という。)を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあつては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと

登録申込みから採用までの流れ



※削除の依頼がない限り、引き続き名簿に登録されます。